

平成28年度 第9回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年12月5日(月) 15時00分から17時15分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (15件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (24件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成28年度第9回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。
- 会長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長 それでは、11番澁谷洋子委員、1番武富政敏委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 会長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、15件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から15朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から15番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案3件でございます。

【議案の朗読並びに説明】

事務局 受付番号1番から3番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番を私が、受付番号2番は関川委員に、受付番号3番は事務局をお願いします。

会長 受付番号1番は新規の案件です。期間借地で麦を耕作しておりましたが、貸付人が高齢のため耕作できないということで、通年で耕作をする予定です。期間を10年としております、私が70歳過ぎておりますが、後継者もおりますので、何ら問題ないと思います。審議の程、よろしく願いいたします。

6番委員 受付番号2番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。昨年までは別の農業者の方へ貸付を行っておりましたが、貸付人の要望により生産組合長、地元農業者等との協議を行い、期間借地で貸付けるようになりました。何ら問題ないと思います。審議の程、よろしく願いいたします。

事務局 受付番号3番は有償移転の案件です。平成16年ごろ譲渡人が譲受人から購入した農地で、今回、買戻しするということです。売買価格は平成16年時の売買価格と同じ価格となっております。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

議案第1号については、私が借受人となっている事案が含まれますので、農業委員会法第24条の規定により基づく、議事参与により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。

議長

関係議案終了後に入室・着席いたしますので、退席時の進行は会長職務代理者の江頭利民副会長をお願いします。

(会長 退席)

副会長

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

副会長

賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(会長 着席)

議長

次に、日程第2、議案第2号の「農業経営基盤強化促進法に基づく江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号をご覧ください。

江北町長より平成28年12月5日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権新規の計画が22件、利用権再設定の案件が3件です。

面積は、利用権の新規が160,462平方メートル、利用権再設定の案件が16,118平方メートルです。

事務局 【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番から2番は関川委員に、受付番号3番から10番は古賀委員に、受付番号5番は武富政敏委員に、受付番号11番から15番は武富澄男委員に、受付番号16番から20番は江頭幸典委員に、受付番号19番は岸川委員に、受付番号21番から23番は江頭利民委員に、受付番号23番から25番は百武委員をお願いします。

6番委員 受付番号1番は利用権の新規の案件です。今回、農業公社をとおしての利用権設定となっておりますが、貸付人が離農されたので、対象農地は昨年耕作されている地域農業者の方が引き続き耕作をされるということです。協力委員と現地調査を行い、何ら問題ないと思います。

6番委員 受付番号2番は利用権新規の案件です。貸付人が離農されるため、農業公社をとおして、地区内の農業者の方に貸付けされます。協力委員と現地調査を行い、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

7番委員 受付番号3番、4番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行い、従来、耕作されており、何ら問題ないと思います。

7番委員 受付番号5番から8番は利用権新規の案件です。従来、耕作されていた方が離農されるということで、農業公社をとおして地区内の農業者の方に貸付けをされます。借受人は親子で耕作をされており、後継者もおりますので何ら問題ないと思います。

7番委員 受付番号9番から10番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。従来、耕作されていた方が離農されるということで、農業公社をとおして、地区内の農業者の方に貸付けをされるということです。何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

1 番委員

受付番号 5 番は利用権新規の案件で、先程、7 番委員が説明された通りです。協力委員と現地調査を行い、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

2 番委員

受付番号 1 1 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。今回、レンコンを作付されるということで耕作者には指導をしております。隣接耕作者にも説明をされており、了承を得ておられるので何ら問題ないと思います。

受付番号 1 2 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。貸付人に後継者がおらず高齢で離農されるということで、地区内の農業者の方に貸付をされるということです。何ら問題ないと思います。

受付番号 1 3 番から 1 5 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。以前から耕作をされており、期間借地で裏作を耕作されるということです。何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

3 番委員

受付番号 1 6 番は利用権新規の案件です。貸付人が健康上の理由により離農されるということで、地区内の農業者に貸付けをされるということです。協力委員と現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。

受付番号 1 7 番から 2 0 番は利用権新規の案件です。従来、耕作されていた方が健康上の理由により離農されたため、耕作されていた農地の解約を行い、地区内の農業者の方に貸付けをするようになりました。

受付番号 1 7 番は土地所有者が借受人の近所で直接、お願いされたため耕作をする予定です。

受付番号 1 8 番は土地所有者の地区内に耕作される方がおらず、隣接地区の農業者に貸付けをされます。

受付番号 1 9 番は借受人と貸付人が親戚で借受人は家族協定を結ばれており、規模拡大の予定の為、何ら問題ないと思います。

受付番号 2 0 番は借受人と貸付人が親戚であり、貸付人からのお願いもあり、耕作をされる予定です。審議の程よろしく願います。

- 10 番委員 受付番号 19 番は先程、3 番委員が説明されたとおりです。協力委員と現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 副会長 受付番号 21 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。借受人は認定農業者であり、後継者と耕作をされておりますので、何ら問題ないと思います。
- 受付番号 22 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。今までも耕作されており、何ら問題ないと思います。
- 受付番号 23 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 8 番委員 受付番号 23 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は稲刈り後の状態でした。農業公社をとおしてですが、同じ耕作者へ貸付けるため何ら問題ないと思います。
- 受付番号 24 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は稲刈り後の状態で、管理等されておりますので何ら問題ないと思います。
- 受付番号 25 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。4 筆は大豆の収穫後で、残りの 4 筆は麦の作付けの準備をされておりました。各要件を満たしていると確認しました。地区外での利用権設定であります。現在すでに借受人の地区内にある貸付人の農地を耕作されており、耕作者を 1 名にしたいという貸付人の要望もありまして、地区外ではあります。ご理解をいただき、審議の程、よろしくお願いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6 番委員 受付番号 6 番の案件ですが、賃借料でカントリー代控除を記載されておりますが、控除額はいくらでしょうか。

- 7 番委員 賃借料は 22,000 円からカントリーの固定経費 5,000 円を差し引いた 17,000 円が賃借料となっております。
- 7 番委員 受付番号 25 番の案件ですが、地区外の農業者が耕作をされるということでしたが、対象農地の周囲は誰が耕作をされているのか。
- 8 番委員 対象農地の隣接は西側が地区内、東側が地区外の方が耕作をされております。
- 7 番委員 地区内の農業者の方が耕作をされてあるのであれば、その方に貸付けをしてはいけなかったのでしょうか。
- 事務局 受付番号 25 番の案件については、保留にしておりました。再協議を貸人、借人、事務局、会長、担当委員で行いました。担当委員の説明にもありましたが、1 筆をすでに利用権設定をされており耕作をされておりましたので、借受人の 1 名にしたいと相対で相談をされてこられました。すでに麦の準備も進められており、当初は 10 年での貸し借りにしておりましたが、3 年に変更をしております。法人化等も進みますので今後の状況をみていきたいということでした。
- 8 番委員 協議をした件ですが、借受人の地区内の農地を貸付した際、耕作できなくなった場合に全所有農地の貸付をするということを借受人に話されていて、その後、約 20 年経っておりますが、貸付人からお願いをしていたということで、急に別の農業者に貸付けるのは、借受人に対して失礼だからということでした。事務局から期間を短縮してはどうかと提案をされて双方、納得されました。苦肉の策とはなっておりますが、皆さまご理解をよろしく申し上げます。
- 7 番委員 以前は借受人が対象農地の裏作を耕作されていませんでしたか。
- 副会長 以前、貸付人が通年で貸付けをされていた地区内の農業者が、貸付人の同意をもらわず、別の農業者に裏作のお願いをされ耕作をされていたということがありました。その際に貸付人が気分を害されまして、前借受人には耕作をお願いしたくないということと前借受人の健康上の問題もありまして、今回の借受人にお願いをされたということです。
- 議長 他にございませんか。
- 議案第 2 号については、江頭幸典委員のご家族が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 号の規定に基づく、議事参与の制

議長

限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いいたします。

江頭幸典委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(江頭幸典委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(江頭幸典委員 着席)

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

17:15 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 1 1 番委員

1 番委員

(会議書記) 事務局職員

